

榎尾川ダム建設事業について（意見具申）（案）

平成 22 年 1 月 日
大阪府建設事業評価委員会

平成 21 年度上期の審議案件のうち、再々価案件である榎尾川ダム建設事業について、下記のとおり意見具申を行う。

記

本事業は、平成 12 年度に策定された「大津川水系河川整備計画」に位置づけられたダム建設事業である。

本委員会においては、平成 11 年度と平成 16 年度の評価の際に意見具申を行い、事業が継続されている。今回の審議は再々評価であることから、前回評価時点からの事業の進捗状況や事業を巡る状況の変化を踏まえて点検を行うこととするが、今回の審議においても、多くの府民意見が提出されたところであり、現時点における本事業の必要性や代替手法と比較した優位性等を改めて点検することとした。

（1）事業目的及び概要

本事業は、榎尾川上流部に自然調節式の重力式コンクリートダムを建設するものである。ダムの目的は洪水調節及び流水の正常な機能の維持であり、治水対策の計画降雨量は 100 年に 1 度の確率降水量（時間雨量 86.9 mm）である（以下、榎尾川における 100 年に 1 度の確率降雨の対策を「1/100 年対策」という。）。

ダムの概要は次のとおりである。

ダム堤体	ダム高 43m、堤頂長 129.5m、堤体積 5.8 万 m ³
ダム容量	総貯水量 140 万 m ³ （洪水調節容量 84 万 m ³ 、不特定利水容量 45 万 m ³ 、堆砂容量 11 万 m ³ ）湛水面積 10.7ha（洪水調節時）
道路	付替道路（国道 170 号から 3.3 km）左岸管理用道路（ダムから上流へ 1.1 km）

本事業は、平成 12 年度に策定された「大津川水系河川整備方針」「大津川水系河川整備計画」における治水対策の一つである。同整備計画の目標は、将来的には概ね 100 年に 1 度発生する大雨（時間雨量 86.9 mm）が降った場合に発生する洪水を安全に流下させるものとし、当面の目標として時間雨量 50 mm の降雨による洪水を防御するもの（以下、「50 ミリ対策」という。）としているが、本ダムは 1/100 年対策を行うものである。

同計画の対象期間は、計画策定から概ね 15 年とされており、平成 27 年度までが整備目標期間となっている。なお、同整備計画は、平成 12 年度に策定されて以降、変更はされていない。

(2) 事業の進捗状況

本事業の進捗状況（平成 20 年度末時点）は次のとおりである。

項目	進捗率	算出内訳	備考
用地買収	92%	15.7ha/17.1ha（面積ベース）	5 戸移転済（付替道路用地分）
工事	17%	14 億円/84 億円（金額ベース）	ダム本体工事は H21 から開始
付替道路	36%	1.2 km/3.3 km（距離ベース）	

本事業については、平成 3 年度に実施計画調査に着手し、平成 7 年度に事業採択され、平成 13 年度に事業着手されている。ダムの本体工事については、平成 20 年度開始予定であったが、平成 20 年 6 月策定の府の財政再建プログラム（案）により 1 年先送りとなり、平成 21 年 1 月に入札手続きを行い、同年 5 月に議会承認を経て契約（契約期間：平成 27 年度まで、契約金額：約 31 億円）を締結している。

本事業の投資状況は、総事業費 128 億円のうち平成 20 年度末時点の投資済額は 47 億円で、残事業費は 81 億円であり、その内訳は次のとおりである。

	事業費	投資済額	残事業費
調査費等	23 億円	16 億円	7 億円
用地費	21 億円	17 億円	4 億円
工事費	84 億円	14 億円	70 億円
合計	128 億円	47 億円	81 億円

本ダムの完成時期については、前回評価では平成 23 年度を予定していたが、府の財政事情や財政再建プログラム（案）による 1 年先送りの影響により平成 27 年度に遅れる。なお、槇尾川の中下流部の河川改修（時間雨量 50 ミリ対策）については、平成 20 年度末時点で約 7 割（実施状況 4.2km/6.9 km、投資状況 78 億円/105 億円）が整備済みであり、「大津川水系河川整備計画」に沿って平成 27 年度完成を予定している。従って、結果としては、上流のダムと中下流の河川改修は、同計画に沿って同じ平成 27 年度に完成が予定されていることになる。

(3) 治水対策の必要性

大阪府では、治水対策の将来目標として、平成 8 年に策定した「河川整備長期計画」（目標 2025 年（H37））において、「一生に一度経験するような大雨（概ね時間雨量 80mm）」に対応する方針としている。人口や資産が集中し、幹線交通施設など重要な都市施設があるなど水害による影響が大きい河川については 1/100 年（時間雨量概ね 80mm）対策を行うこととし、その他の河川については、50 ミリ対策を当面の目標として段階的に実施している。「大阪府都市基盤整備中期計画（案）改定版」（H17 年 3 月策定）においては、大阪府内の 50 ミリ対策目標を平成 22 年度末までに 90%と設定している。

本委員会では、平成 11 年度の意見具申において、50 ミリ対策は府民が最低限保障される水準（シビルミニマム）であり、行政の責務であると判断している。府内の 50 ミリ対策は平成 10 年度末の 84%から、平成 20 年度末では 89%に進捗してい

るが、今日においても行政が取り組むべき最低限の基準と考えられる。

府内の 50 ミリ対策が 89%に達しているのに対し、槇尾川における 50 ミリ対策の進捗状況は 70%と遅れていること、また、「大津川水系河川整備計画」において平成 27 年度を目標に整備を進めることとしていることから、治水対策(50 ミリ対策)の必要性は認められる。

なお、今回、槇尾川上流部における治水対策の必要性を確認したところ、昭和 57 年(時間最大雨量 37mm)及び平成 7 年(時間最大雨量 46mm)の大雨における槇尾川上流部の被害状況は次のとおりとの報告を受けた。

発生年	降雨量	被害状況	槇尾川上流部被害 (判明しているものに限る)
昭和 57 年	時間最大雨量 37mm 最大日雨量 194mm 総雨量 388mm	浸水面積約 11ha 床上浸水 2 戸 床下浸水約 530 戸 護岸崩壊 40 ヶ所 破堤 3 ヶ所	護岸崩壊 5 ヶ所 床下浸水 30 戸 農地浸水 道路冠水
平成 7 年	時間最大雨量 46mm 最大日雨量 192mm 総雨量 245mm	浸水面積約 7ha 床上浸水 7 戸 床下浸水 24 戸 護岸崩壊 26 ヶ所 破堤 1 ヶ所	護岸崩壊 4 ヶ所 農地浸水 道路冠水

また、平成 16 年 3 月の「槇尾川ダム治水計画検討業務委託報告書」によると、時間雨量 50mm に近い 10 年に 1 回の確率雨量(時間雨量 42mm)の場合の槇尾川上流部の被害想定は次のとおりであり、主に上流部でも父鬼川の合流点に近い場所で、一定の被害が生じる可能性があることを確認した。

想定被害額	1.5 億円
浸水世帯数	17.3 世帯
最大浸水面積	6.6ha
平均浸水深	20.8cm
最大浸水深	52.0cm

(4) 効率性(コスト縮減含む)

本事業の費用対便益(B/C)については、国の「治水経済調査マニュアル(H17年4月)」に基づいて算出したところ、前回(H16)の評価での 1.46 に対し、1.27 であった。変動した主な要因は、資産データの変更及び事業時期、年度毎の事業額等の変更によるものである。

また、工事費は前回評価に比べ約 8 億円減少(平成 19 年度に本体工事費を約 3.9 億円縮減する旨の報告済み)しているが、用地費が約 8 億円増加しており、結果として総事業費は 128 億円で変動はない。

工事費の減少の理由は、ダム工事における新工法の採用による堤頂長の縮小や付

替道路の橋梁形式の変更といった施工計画の変更によるものであり、用地費が増加した理由は、現地調査の結果、地目が確定したことにより買収費や補償費が増加したためであることを確認した。

(5) 自然環境への影響と対策

ダム建設による自然環境への影響については、前回の平成 16 年度評価の意見具申では、「具体的な対策をまとめること」「自然環境の回復について、既存の人工林から広葉樹への樹種転換など積極的な再生に取り組むこと」「槇尾川全体の河川環境対策に配慮すること」を条件として付したところである。

具体的な対策については、平成 19 年度に「槇尾川ダム自然環境保全計画」を策定したことについて報告を受けている。

同計画に沿って、植生回復実験や自生サクラの育苗実験、カジカガエル等の生育調査を実施しており、今後、自然性二次林の復元や 10 年、20 年単位での植生回復のモニタリングを行うことなどに取り組むことを確認した。

自然環境対策に係る費用については、前回評価時点（H16）において、総事業費を 97 億円から 128 億円に増加する中に含まれており、自然環境調査費等の測量試験費 11 億円増加のうち、約 6.4 億円が自然環境対策費であることを確認した。また、完了後の対策については、ダムの維持管理費から支出することを確認した。

なお、本事業の実施に当たっては、ダム本体の工法や付替道路、左岸管理用道路について、自然環境へ配慮した見直しを行っていることを確認した。

(6) 代替案との比較

本ダム事業については、前回（H16）及び前々回（H11）の委員会において、ダムの代替手法として、河川改修や遊水地を比較検討してきたところである。

前回（H16）の評価における意見具申では、ダムが 1/100 年対策で計画されていることから、代替案の中で最もコストの低い「河川改修（掘削）案」と 1/100 年対策で比較を行ったところ、経済的な優劣の差はほとんどないが、自然環境対策が十分講じられることを前提として、50 ミリ対策における災害リスクの早期回避が図られることなどから、「河川改修＋ダム案」を優位と判断したところである。

府は平成 20 年 2 月に財政非常事態宣言が行われるほど極めて厳しい財政状況であり、また、1/100 年対策の達成時期が必ずしも明確でないことから、今回の審議では、「河川改修＋ダム案」が当面の 50 ミリ対策においても優位であるかどうか点検することとした。

そこで「河川改修＋ダム」の場合と「河川改修（掘削）」の場合のそれぞれの 50 ミリ対策に要する費用について試算の提出を求め、次のとおり説明を受けた。

【第3回委員会(H21.8.18)資料をもとに作成】

〔単位：億円、()H20年度末残事業費〕

	河川改修+ダム		河川改修(掘削)		備考
	845*1		861*1		*1 1/100年対策までの全事業費
	50ミリ対策	1/100年対策	50ミリ対策	1/100年対策	
	212 (95)	633	202 (124)	659	
中下流河川改修	105*2 (27)	618	105*2 (27)	648	*2 50ミリ対策必要区間を改修
ダム	107*3 (68)	-	-	-	*3 総事業費(128億円)から不特定容量分(21億円)除く。ダムは1/100年対策を満たす。
上流河川改修	-	15	97*4 (97)	11	*4 全区間(1.6km)で50ミリ対策改修(1/100年対策手戻りなし)

〔代替案の河川改修費用〕

仮にダムを建設せずに、榎尾川上流部において将来の1/100年対策を前提とした50ミリ対策の河川改修を行う場合の費用は97億円である。(8/18第3回委員会)

本河川改修は、父鬼川の合流点からダム建設地点までの1.6kmの区間について、将来の1/100年対策を見込んで河道を拡幅し、両側に幅3mの管理用道路を整備するための用地買収を行うことを前提としている。

50ミリ対策の河川整備を行う場合に、将来の1/100年対策を見込んだ河道等の拡幅を行うことについては、平成8年に策定した大阪府の「河川整備長期計画」において1/100年対策を目指しており、榎尾川を含む大津川水系の河川整備基本方針に位置づけられ、これらの上位計画に沿って手戻りがないよう河川整備事業を進めていることを確認した。

但し、榎尾川上流部の1.6km区間の現況河道について、時間雨量50mmに対する流下能力を確認したところ、時間雨量50mmの場合の榎尾川上流部での流量は60m³/秒であり、「榎尾川ダム治水計画検討業務委託報告書」によると、上流部の調査地点33箇所のうち流下能力が不足しているのは約7割(23箇所)であり、時間雨量50mmの流下能力を充足し、不足箇所と一定の距離を保持する箇所を改修しない場合には、20億円程度事業費が減少し、約78億円になるということを確認した(9/17第4回委員会)。

さらに、将来の1/100年対策の手戻りがある当面最小限の50ミリ対策の費用について提示するよう第6回委員会(11/9)で指示したところ、約54億円であるとの説明を受けた(1/12第11回委員会)。

〔今後の費用の比較〕

ダムとその代替案である榎尾川上流部の河川改修との比較については、当初、ダムが107億円で河川改修が97億円との説明を受けた。しかし、河川改修につい

ては、前述のとおり、時間雨量 50mm の流下能力が不足している箇所（1.1km）のみの改修であれば、事業費は約 78 億円となる。

また、ダム総事業費 128 億円には、河川の正常流量の維持や湧水対策のための不特定容量分 21 億円を含んでいる。前回（H16）の評価においては、これを控除した 107 億円で代替案との費用比較を行っているが、今回はこれを含めることとする。

現在進められているダム事業と、代替案である河川改修とを比較する場合には、今後の投資予定額を比較する必要がある。

ダム事業については、総事業費 128 億円で、評価調書によると平成 20 年度末時点で 47 億円が投資済みである。平成 21 年度末での投資済額を確認すると 58 億円であり、今後の投資額は 70 億円となる。一方、河川改修事業に変更する場合には、新規事業であるため、いずれも総事業費が全て今後投資額となる。

また、仮に治水対策の手法をダムから河川改修に変更する場合には、追加コストなどが今後発生する可能性がある。

現行のダム事業を中止し、河川改修事業に変更する場合には、付替道路の橋梁など暫定供用に係る費用が 6.5 億円、ダムの本体工事契約の損害賠償のほか現状回復費等で 3.5 億円で、合計 10 億円必要になる可能性があることを確認した。また、将来の中下流整備において、改修済み護岸や橋梁等の補強、井堰の再構築で約 7 億円発生することを確認した。

また、現行ダム事業を中止する場合、平成 10 年 5 月閣議決定の地方分権推進計画に基づき、長期にわたり実施中の国庫補助事業を再評価した結果、事業を中断する場合に、補助金適正化法第 10 条第 1 項の適用がある場合には、事業執行が済んだ部分について補助金を返還する必要がないことを確認した。

なお、現行ダム事業を中止すると、ダム部の用地費、ダムに関連する測量調査費等の約 21 億円分が活用困難であることを確認した。

今後のコストを整理すると、次のとおりとなる。

〔上流部における 50 ミリ治水対策の費用比較〕（単位：億円、平成 21 年度末時点）

		事業費	投資済額	今後投資額 (追加コスト含む)
ダム事業を継続する場合(ダムは 1/100 年対策を満たす)	ダム総事業費(不特定容量含む)の場合	128	58	70
河川改修に変更する場合 (1/100 年対策手戻りなし)	全区間(1.6 km)を改修	97	0	97+10
	50 ミリ対策不足区間(1.1km)のみ改修	78	0	78+10
(1/100 年対策手戻りあり)	当面必要最小限の 50 ミリ対策	54	0	54+10

なお、代替案との費用比較については、初期投資額だけでなく、維持管理費を含めたトータルコストで検討することが必要と考えるが、維持管理費を詳細に見込むことは難しいため、国の河川砂防技術基準に基づき、ダムでも河川改修でも年間の維持管理費を総事業費の0.5%と見込むこととされており、総事業費が同程度であれば、維持管理費も同程度であることを確認した(11/9第6回委員会)。

その後、第11回委員会(1/12)において、「榎尾川ダム建設事業等に関する有識者会議」の結果説明の中で、維持管理費は、実績ベースによると、ダム事業の場合は30年間で21.4億円、河川改修事業の場合は9.9億円であり、ダム事業のほうが11.5億円高いとの説明を受けた。

〔事業効果の比較〕

河川改修の場合は、50ミリ対策の整備を行う場合には、それに見合った流下能力の向上が図られるが、現行のダム事業については、計画雨量を1/100年確率(時間雨量86.9mm)としているため、ダムが完成することにより、ダム直下はもとより、榎尾川中下流部にも50ミリ対策以上の治水効果を発生するものと考えられる。

また、本ダム事業については、常時の貯水機能があるため、渇水時の農業用の水量を確保する効果も期待できることを確認した。

〔整備時期の比較〕

現在の計画では、榎尾川中流部の河川改修事業と上流部におけるダム事業を同時に進めることで災害リスクを早期に回避することとしており、その完成時期は、いずれも平成27年度になる。

仮にダムを建設せず、榎尾川上流部を河川改修に変更する場合には、地元の合意や河川整備計画等の変更、測量設計、用地買収などの手続が必要であり、また、河川整備は下流から順に進めないと危険な箇所が発生するとの考えから、中下流部の河川改修が終了した後の平成28年度から工事着手することになり、概ね10年間の工事期間がかかる見込みである。

これは、河川工事は、河川を片方ずつ仕切っていくこと、また、11月から4月の渇水期に行うこと、期間は、2基の堰の改築に約1年、9基の落差工に約2年、9橋の橋梁の架け替えに約4年、護岸工に約2年かかるとの説明を受けた。

	H21	H27	H28	H37
榎尾川中下流部河川改修	完成予定			
榎尾川ダム	完成予定			
榎尾川上流部河川改修	地元合意、測量設計 用地買収等		工事着手	

しかし、その後、第11回委員会(1/12)において、「榎尾川ダム建設事業等に関する有識者会議」の結果説明の中で、進入路の借地について、地権者全員の合

意を得ることができ、必要事業費の財源を確保することができる場合には、改修工事の一括発注により、工事期間を3年程度に短縮でき、最短で平成30年度に完成できる可能性があるとの説明を受けた。

現時点では、ダム建設が予定されており、仮に河川改修に転換する場合には、家屋や倉庫など48戸の撤去が必要であり、河川改修のための用地買収や河川整備計画変更の説明などにおいて、改めて住民の理解や同意を得る必要がある。

なお、ダム事業の場合は、付替道路の整備のため5戸が移転済みだが、水没のため移転が必要となる家屋等はない。

〔代替案との比較のまとめ〕

ダム事業と代替案である河川改修(掘削)の比較をまとめると次のとおりとなる。

	河川改修 + ダム (総事業費)		河川改修(上流全 区間1.6km改修) 【8/18第3回委員 会にて確認】		河川改修(上流50 ミ対策不足区間のみ) 【9/17第4回委員 会にて確認】		河川改修(上流当 面50mm対策) 【1/12第11回委 員会にて確認】		
	50ミ 対策 の場合	1/100 年対策 の場合	50ミ 対策 の場合	1/100 年対策 の場合	50ミ 対策 の場合	1/100 年対策 の場合	50ミ 対策 の場合	1/100 年対策 の場合	
中下流河川改修	105	618	105	648	105	648	105	648	
ダム	128	-	-	-	-	-	-	-	
上流河川改修	-	15	97	11	78	30	54	70	
合計	233	633 (計866)	202	659 (計861)	183	678 (計861)	159	718 (計877)	
投資 済 額	中下流	79	0	79	0	79	0	79	0
	ダム	58	-	-	-	-	-	-	-
	上流	-	15	0	0	0	0	0	0
	合計	125	0	79	0	79	0	79	0
今 後 投 資 額	中下流	26	618	26	648	26	648	26	648
	ダム	70	-	-	-	-	-	-	-
	上流	-	15	97	11	78	30	54	70
	合計	96	633	123	659	104	678	80	718
追加費用	なし		ダム：付替道路暫定供用6.5億円、現場復旧費等(ダム 本体工事契約損害賠償含む)3.5億円 中下流河川改修(1/100年対策時): 護岸橋脚の補強・井堰の再構築7億円						
維持管理費 (30年間)	21.4億円		9.9億円						
効果発現時期	50ミ対策は平成 27年度予定		50ミ対策は平成37年度見込み (最短で平成30年度の可能性あり)						
その他機能	貯水濁水対策機能		なし						
地元合意	合意済み		今後合意必要						
既投資不活用分	なし		ダム用地等						

【まとめ】

(1) 本ダム建設事業については、平成 11 年度に再評価、平成 16 年度に再々評価が行われている。前回評価 (H16) 時には完成時期を平成 23 年度としていたが、府の財政事情により平成 27 年度に遅れるが、平成 21 年 5 月に府議会の承認を経て本体工事契約を締結し、本体工事に着手している。

前回 (H16) 評価時から 5 年を経過して継続中であるため、今回再々評価の案件となっており、本委員会としては、平成 21 年度上期審議案件として平成 21 年 6 月から審議を開始し、府民意見の募集や府民の意見陳述を行うとともに、現地視察を行い、審議を重ねてきたところである。

本事業については、前回の平成 16 年度の意見具申において、自然環境の影響への対策、遅滞ない事業推進、可能な限りのコスト縮減の 3 つの条件を付したところであり、それらの状況を確認した。

については、平成 19 年度に自然環境保全計画を策定し、一定の取り組みを行っているところであり、今後、自然環境対策を確実にかつ効果的に行う必要があると考えられる。については、府の財政状況に伴い完成予定時期が 4 年遅れることになるが、槇尾川中下流の河川改修時期と同じ平成 27 年度の予定であり、「大津川水系河川整備計画」の整備時期と整合性がとれている。については、総事業費の 128 億円は変わらないものの、工事費の縮減は一定図られていることを確認した。

現行の河川整備計画を踏まえると、前述のとおり必要性に変化はなく、また、特段進捗上の大きな課題はない。

今回の審議においては、府の治水対策は長期的には 1/100 年 (概ね時間雨量 80 mm 程度) 対策を目指していることを前提としつつ、当面の 50 ミリ対策の観点において、代替手法との比較を行ったところである。

事業の必要性については、大阪府内の 50 ミリ対策が現在約 9 割整備されている中で、槇尾川の整備率が約 7 割であることを確認した。

代替手法との比較については、現在のダム事業を継続する場合の今後の投資額と河川改修事業に変更する場合の事業費を比較した。代替案となる上流部河川改修案については、上流部 1.6 km 全区間でなく 50 ミリ対策が不足している箇所のみを整備する場合の費用や、将来の 1/100 年対策の手戻りがあるものの当面最小限必要な 50 ミリ対策の費用を確認したところである。

現行案と代替の河川改修案へ変更する場合には、追加コストが発生することを確認した。

また、現行のダム事業を河川改修事業に変更する場合には、治水対策の発現時期が遅れること、河川改修に係る用地買収など地元の理解や合意形成が改めて必要になるなどの課題があることを確認したところである。

(2) 府では、平成 22 年度予算編成作業に当り、12 月 25 日に「槇尾川ダム建設事業等に関する有識者会議」を開催し、府の治水対策のあり方や本ダム事業について議論され、その結果について、1 月 12 日の第 11 回委員会において説明を受けた。

本ダム事業に関しては、河川改修手法に変更する場合に、進入路の全地権者の同意

が得ることができ、必要な事業費を確保できる条件が整えば、上流部の河川改修を同時に行うことにより、10年から最短3年の遅れで済むこと、維持管理費はダムのほうが30年間で11.5億円高くなることなどを担当部局が説明し、また、上流部の対策としてパラペット（越流防止壁）などの選択肢も話題に上った。

また、知事は、河川毎の危険度を踏まえ、治水対策の考え方を見直す方針を表明され今後治水目標や計画を検討するとの説明を受けた。

知事が治水対策の考え方の根本的見直しに言及している以上、事業の妥当性を判断する前提が変更される可能性があることから、本委員会での審議ができないのではないかとこの意見があったが、本事業については再々評価案件の継続事業であり、また、治水目標は河川整備計画で議論されるべきもので、現時点で河川整備計画が変更されていない以上、現行計画に照らして事業の妥当性を判断すべきとの意見が過半数を占めたところである。

府では、1月下旬に平成22年度予算要求の知事査定ヒアリングが予定されているため、知事への意見具申という本委員会の役割を果たすために、現時点までの本委員会の議論をもとに上記ヒアリングに間に合うよう意見具申のとりまとめを行うこととした。

（3）そこで、現行の府の治水整備方針を踏まえつつ、府の厳しい財政状況を鑑み、如何に当面の50ミリ対策の治水効果を効率的に発現させるかが重要であることから、当面の50ミリ対策の観点において現行ダム事業と代替手法である河川改修事業との比較を行うこととした。

現行ダム事業と当面最小限必要な50ミリ対策の河川改修事業を比較した場合、費用面では、ダムの今後投資額が70億円で、50ミリ対策河川改修の事業費は54億円である。河川改修事業に変更する場合は、付替道路暫定供用及び現場復旧関係費等（本体工事契約の解除による損害賠償含む）で10億円程度が追加で必要となる可能性があり、ダム事業と河川改修事業の当面の支出費用の差は6億円程度である。また、完成後の維持管理費については、ダムが河川改修より30年間で11.5億円高い。

しかしながら、現行ダム事業については、このまま継続すると平成27年度完成予定であり、仮に河川改修事業に変更した場合の完成時期は、これより3年～10年遅れることになるが、最短3年の遅れに止めるためには、地権者全員の同意や集中的な予算確保などの困難が予想される。

長期的にはダム事業が費用はかかるものの、府民の財産や安全を守る治水効果が早期に発現できること、また、現行ダム事業を中止した場合には約21億円かけて取得したダム用地が活用困難な府有地として残ること、ダム本体着工後の現段階で河川改修に変更する場合には、地元の理解や合意の取付けについて相当な困難が予想され、またそれに伴う人件費等のコストが発生することも予想される。

以上のことから、事業を継続することは妥当と考える。但し、府の厳しい財政状況を考慮すると、当面の費用が数億円でも少ない河川改修に切り替える方法や、その他の手法を採りえることも考えられる。

建設事業評価委員会の審議対象基準

類型	対象基準	評価の視点
事前評価	府が新たに実施予定の建設事業のうち総事業費が10億円以上と見込まれるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・上位計画等の位置付け ・優先度 ・事業を巡る社会経済情勢 ・事業効果の定量的分析（費用便益分析等） ・事業効果の定性的分析 ・自然環境等への影響と対策 ・代替案との比較検討 など
再評価	<p>府が実施する建設事業のうち次のいずれかに該当する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業採択後5年間を経過した時点で未着工の事業 ・事業採択後10年間（但し、標準工期が5年未満の事業については5年間）を経過した時点で継続中の事業 ・事業計画又は総事業費の大幅な変更、社会経済情勢の急激な変化等により評価の必要が生じた事業 〔事業計画又は総事業費の大幅な変更〕事業を中止、休止（休止後の再開を含む）する場合 総事業費が3割以上増減する場合 その他、事業計画を大きく変更する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の進捗状況 ・事業を巡る社会経済情勢の変化 ・事業効果の定量的分析（費用便益分析等） ・事業効果の定性的分析 ・自然環境等への影響と対策など
(再々評価)	府が実施する事業のうち再評価実施後、一定期間（5年）が経過している事業	
事後評価	府が実施した建設事業のうち完了後5年を経過するまでの事業の代表的事例	<ul style="list-style-type: none"> ・事業効果やコスト等について計画時の想定と実績を比較し分析 など

平成 21 年度 開催状況（槇尾川ダム）

年 月 日	開 催 内 容
平成 21 年 6 月 15 日	第 1 回委員会 委員長選出 <u>上期審議案件の事業概要説明</u>
平成 21 年 7 月 28 日	第 2 回委員会 <u>府民による意見陳述・府民意見紹介</u>
平成 21 年 8 月 18 日	第 3 回委員会 <u>個別事業審議</u>
平成 21 年 8 月 6 日 17 日 21 日 28 日	<u>現地視察</u> <u>槇尾川ダム・松尾川河川改修</u>
平成 21 年 9 月 17 日	第 4 回委員会 <u>個別事業審議</u>
平成 21 年 10 月 27 日	第 5 回委員会 槇尾川ダムを除く上期審議案件の意見具申（素案）の審議 事後評価案件（13 件）の報告
平成 21 年 11 月 9 日	第 6 回委員会 <u>個別事業審議</u>
平成 21 年 11 月 16 日	意見交換会 下期審議案件の事業概要説明
平成 21 年 11 月 24 日	第 8 回委員会 槇尾川ダムを除く上期審議案件の意見具申とりまとめ 下期審議案件の事業概要説明
平成 21 年 12 月 17 日	第 9 回委員会 <u>個別事業審議</u>
平成 22 年 1 月 7 日	第 10 回委員会 府民意見等の募集結果報告 <u>個別事業審議</u>
平成 22 年 1 月 12 日	第 11 回委員会 <u>個別事業審議</u> 下期審議案件の意見具申（素案）の審議
平成 22 年 1 月 14 日	第 12 回委員会 下期審議案件の意見具申とりまとめ <u>槇尾川ダムの意見具申とりまとめ</u>

日付欄の「 」は槇尾川ダムの審議を行った委員会であることを表す。

大阪府建設事業評価委員会 委員名簿

いわい たまえ	
岩井 珠恵	株式会社クリエイティブ・フォーラム ファウンダー
かしはら しろう	
柏原 士郎	武庫川女子大学生活環境学部 教授
かも	
加茂 みどり	大阪ガス株式会社エネルギー・文化研究所 主任研究員
こいけ しゅんじ	
小池 俊二	株式会社サンリット産業 代表取締役会長
しもむら まさみ	
下村 眞美	大阪大学大学院高等司法研究科 教授
たたの ひろかず	
多々納 裕一	京都大学防災研究所 教授
どい としき	
土居 年樹	天神橋三丁目商店街振興組合 理事長
にいかわ たつろう	
新川 達郎	同志社大学大学院総合政策科学研究科 教授
ほしの さとし	
星野 敏	京都大学大学院農学研究科 教授
まがた ひでお	
曲田 秀男	株式会社曲田商店 代表取締役社長
ますだ のぼる	
増田 昇	大阪府立大学大学院生命環境科学研究科 教授
まつざわ としお	
松澤 俊雄	大阪市立大学大学院経済学研究科 教授

(敬称略・50音順) : 委員長 : 委員長代理

委員会の審議概要等の資料については、府のホームページに掲載しています。
(<http://www.pref.osaka.jp/gyokaku/kensetsu-pro/index.html>)
また、府政情報センター、事務局(行政改革課)に備え付けています。